

総務常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成25年9月9日(月) 午前10時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤 信一 君	副委員長	塩井川 幸生 君
委員	宮本 明彦 君	委員	脇元 敬 君
委員	仮屋 国治 君	委員	脇元 操 君
委員	植山 利博 君	委員	久保 史郎 君
委員	下深迫 孝二 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

消防局長	塚田 修二 君	消防局次長	木佐貫 誠 君
警防課長	竹ノ内 優 君	予防課長	吉村 茂樹 君
情報司令課長	松元 達也 君	中央署長	喜聞 浩志 君
北署長	堀ノ内 剛 君	総務課主幹	細山田 孝美 君
警防課主幹	西中蘭 章 君	予防課主幹	兒玉 良一 君
経理・装備係長	立野 博 君	消防団係長	若松 久志 君

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

議員	岡村 一二三 君	議員	吉永 民治 君
議員	前川原 正人 君	議員	宮内 博 君

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第61号 財産の取得について

陳情第17号 陳情書(川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について)【継続分】

陳情第1号 場外舟券売り場「ミニボートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書について

陳情第4号 霧島市議会の議員定数及び議員報酬の条例改正を求める陳情書について

陳情第5号 「市議会の議員定数削減・議員報酬改定の再審議を求める」陳情書について

9. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前10時00分」

○委員長(常盤信一君)

ただいまから総務常任委員会を開会します。本日は、去る9月3日の本会議で当委員会に付託されました議案1件、陳情2件、及び継続審査となっておりました陳情2件について審査を行います。ここで委員の皆様方にお諮りをいたします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づいて進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員長(常盤信一君)

御異議なしと認めます。それではそのようにさせていただきます。

△ 議案第 61 号 財産の取得について

○委員長（常盤信一君）

まず、議案第 61 号、財産の取得について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○消防局長（塚田修二君）

総務常任委員会の皆さん、御苦勞様です。霧島市消防局では、消防本部及び 2 署・5 分遣所 181 名体制で市民の生命・財産を火災から保護するとともに、自然災害等の被害軽減や災害発生等による傷病者の搬送を目的とする消防任務に徹し、防災体制の確立を構築しているところです。近年、地球温暖化に伴う異常気象により、各地域では局所的集中豪雨等が発生し、人的・物的な甚大な被害が発生しております。私たち霧島市でも平成 5 年の 8・1 災害を始めとして、多くの各種災害を教訓に、防災の両輪である消防団の方々との通信連携体制を図るために、中央消防署、北消防署に業務用デジタル無線機をそれぞれ 5 機ずつ配布し、災害現場で消防団の幹部の方々が活用できるように連絡体制や活動体制の強化を図ったところです。また、現行の 150MHz 帯のアナログ方式の消防・救急無線は、電波法関係審査基準の一部改正により、平成 28 年 5 月末日が使用期限とされています。このため、全国の消防本部では、この期限内に 260MHz 帯消防・救急デジタル無線の整備を進めているところです。当局もこのデジタル無線の整備と同時に、平成 11 年に導入された通信システムの不具合も多く発生している状況にあり、合わせて整備する方向で本庁財務課と協議しながら進めている現状であります。さて、平成 25 年度の常備消防の車両につきまして、北消防署に配備してあります水槽付き消防ポンプ車を更新するため財産取得するものであります。それでは、車両更新についての説明をいたしますので、審議のほうをよろしく願いいたします。

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

それでは、議案第 61 号、財産の取得について御説明をいたします。財産の種類及び数量は、水 1-A 型水槽付消防ポンプ自動車 1 台でございます。取得の方法といたしましては、指名競争入札、取得金額は 3,795 万 7,500 円でございます。取得の相手方は、鹿児島県鹿児島市松原町 12 番 32 号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二でございます。提案理由は、霧島市消防局北消防署の水 1-A 型水槽付消防ポンプ自動車、これは平成 9 年式でございますが、1 台を更新し、配備するために財産を取得しようとするものでございます。平成 25 年 7 月 25 日、総務部財務課で入札を執行いたしました。状況につきましては 5 社の業者に案内をいたしまして、3 社による入札となった状況でございます。以上で消防局分の財産取得に関する説明を終わらせていただきます。よろしく御審議ください。

○委員長（常盤信一君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

今、この下取りに出される車、もう 16 年ぐらい経っている車ですよ。写真にも載っておりますけれども、かなり形も古くなってきているようですけれども、今どのくらい走行距離は走っているのでしょうか。

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

現時点での走行距離につきましては、約 6 万 2,000 km でございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにごございませんか。

○委員（植山利博君）

16 年経過をしているということなのですが、一般的に更新の目安というのをよく言われますけれども、走行距離それから使用年数、その辺が関わってくるんだろうと思いますけれども、この型の消防車、今回更新されようとする型の消防車の更新の一般的な時期についてお示しください。

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

車両の更新年については、おのおの基準を設けておりますが、今植山委員の御質問は、タンク車でございますけれども、ポンプ車・タンク車ともに13年を基準といたしております。

○委員（植山利博君）

13年ということですが、走行距離には特別、制限はないという理解でよろしいですか。

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

消防自動車につきましては、現在のところ走行距離についての基準はございません。ただし、救急車につきましては距離というものを設けておまして、12万km以上というふうに設定をしております。

○委員（植山利博君）

ちなみに、このポンプ車のこれは、水を蓄えて走るといことだろうと思いますが、容量と通常の水圧で送った時の放水時間をお示してください

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

タンク水につきましては1,500Lでございます。放水時間につきましては、口径並びにその水量・水温など、いろいろ気象条件でも違いますけれども、約4分から5分とされております。ちなみに、お手元に写真を配付しておりますので、若干車両につきまして御説明をいたしたいと思っております。上段の部分が、現在使用している車両でございますけれども、先ほどお話がありました従来の車両は購入より16年を経過しております。今回、更新予定の車両につきましては、下段の車両でございますけれども、今回の車両につきましてはタンク車でございますけれども、タンク車としての機能、いわゆる1,500L、それと多くの資機材、いわゆる北消防署管内につきましては山岳救助等もございまして、山岳救助用の資器材等を従来よりも多く積載できるように、そのようなことを考慮しまして、今回は製作をいたしております。それと、特異なことといたしましては、フロントガラス並びに回転灯部分に防護ネットを装着する予定でございます。そして左右に、上の写真はむき出しでございますけれども、下の車両はシャッターが付いております。これをオールシャッター化、これはアルミ製でございます。それとこのステップ分ですね、こういうところはFRPなんです。金属ではございません。ですので耐久性、防塵性、それと軽量化、耐熱性、そういうものに優れているということが特徴ではないかと思っております。当然、FRPとかそういうものも利用しますので、積載物が増やせるということで、いわゆる資機材をたくさん積み込むことができる、それでいて車両が軽量化になるので、いろいろな形の中で、今後の積載物の容積・容量も増えて効率が良くなるということ。それと、水を積んでいるわけですので、水槽の中は従来は鉄板でございました。しかし、これがポリ塩化ビニール、いわゆる樹脂製ですね、樹脂製でありますので錆びないということと、それと軽量化になると。この点でもその分が250kgぐらい軽量化されますので、冒頭申しましたように資機材の積載をたくさん積める、重積物が積めるというようなことになろうかと思っております。それと一番大きな特徴と申しますのはポンプですけれども、ポンプがいわゆる従来のものは鋳物でございますけれども、ポンプ本体の部分はカバー部分ですけれどもアルミ製になっております。これでもまた軽量化が図れると。しかしポンプ内につきましては、従来どおり砲金製でございます。それでないとも摩耗性、金属摩耗に耐えられないので、そういったところがそのような形の砲金製を使用しております。それと、上の車は2WDですけれども、今回更新予定の車は4WDということで、それにも増しまして普通は小回りが利かないと言われておりますけれども、今回の車両はホイールベースが従来の車と同じでございますので、4WDとしては小回りも利くというようなことが大きな特徴ではないかと思われま。

○委員（植山利博君）

1,500Lで、通常の条件の中で4分から5分ということですが、一般的な住宅火災の初期消火に当たって、初期消火の鎮火が望める水量若しくは放水時間というのは、経験値からどれぐらいのものというふうに想定されておりますか。

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

それは、火災の状況、風向・風圧、いろいろなもので左右されますけれども、やはり基本で申しますと、これは一般例でございますけれども、経験値から申しますとやはり最初の5分が大事でござい

ます。最初の5分ということで、水には限りがありますので、それに応じまして筒先口径、いわゆる筒先配備、そのようなものを考慮して、少しでも小効率の中で大きな実績を残すというようなふうに消防戦術を行っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（久保史郎君）

今回のこの容量が1,500Lということで、ドラム缶で7本分ですよね。この写真の上の車両も同じ水量になっているのかどうか。

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

正にそのとおりで、1,500Lで、従来と同じでございます。

○委員（久保史郎君）

今回、16年経ったということで、基本的には13年をめどとしていると。キロ数は6万kmということで、上の車両は使えないんですか、使えるんですか、現実的に今。

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

御指摘の現在使用しておりますタンク車でございますけれども、使用はしております。現在、第一線車でございます。しかしながらポンプ関係、いわゆる消防局ポンプの根幹を成すポンプ関係の修理が非常に多くなってきているのが現状でございます。車両につきましては、体裁とかそういうものはまだまだいいところはございますけれども、やはり錆部分それとポンプ関係、そういうところが非常に老朽化して支障を来すような状況ではございます。

○委員（久保史郎君）

今回、それぞれの3社の落札額も示されているわけですがけれども、総体的にやっぱり森田ポンプさんの車が入っているんですけれども、今回のこの車両ですね、例えば日本全国の中であちこち入れてらっしゃる消防署があると思うんですよ。そこら辺の落札金額等は調べられたことがあるんですかね、ほかのところは。九州内に限らず、九州外でも。

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

車両につきましては全国を対象にいたしますと、莫大な数になります。それで、我々は県内並びに九州管内について調査をいたしております。主に九州管内全体で申しますと、平成22年度当たりが14台、それと平成23年に7台、平成24年には20台ということの実績がございまして、車両価格につきましてもほぼ似かよった金額ではございます。

○委員（久保史郎君）

車両はそうなんですけれども、消防関係で少しお伺いをしたいのは、現場に着かれてからの放水ですが、どこの火災現場でもよく見るんですけれども、ほとんど火元を通りこして上に上がっていると。大変失礼な話なんですけれども。だから、いつも指摘するのは何か扇状みたいな、あるということを前回言われましたけれども、ああいうので総体的に水を掛けるというような、火元に対してですね。もちろん必要なんでしょうけれども、飛び抜けてですね、近くから民家なんかの場合はですね、水の放水がされるような。私なんか素人ですからそう見えるのかも分かりませんが、あれが扇状の放水であればさーっと掛かるのではないかと思うのですが、これは見解です。

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

火災現場へは常備消防並びに非常備消防、共に出動をいたします。先着隊といたしましての確率が高いのは当然、常備消防でございます。そういった配備の中で、消防団の皆様方が後から駆けつけてきて、消火活動をしていただくわけでございますけれども、やはりそういう点ではいろんな方向から当然、放水はなされていると思います。しかしそのときには、当該消防局におきましては、そのような無駄な放水がないように、管轄署長並びに先着分隊長等の指揮によりまして、放水の制限、有効注水をするように指導・指示はいたしております。見た面の最初の部分では、そのような体制が整わない状況の中では、少しでも消火をして早く収めようという形の中で、いろんな他方向からの筒先配備になっているのではないかと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（植山利博君）

今回、更新をされるわけですけれども、今の霧島市のポンプ車・タンク車の配備状況をお示しいただけませんか。

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

消防局には2署・5分遣所の7か所でございますけれども、車両が配備してございます。その中で、中央消防署には消防ポンプ自動車並びにタンク車、救助工作車、救急車、はしご車でございます。隼人分遣所につきましてはタンク車、救急車、福山分遣所につきましてはポンプ車、救急車、霧島分遣所につきましてはタンク車、救急車、北消防署につきましてはポンプ車、タンク車、はしご車、救急車、横川分遣所につきましてはポンプ車、救急車といった状況でございます。

○委員長（常盤信一君）

今の件については、一覧表を後ほどペーパーで提出（消防年報）願います。

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

分かりました。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時17分」

「再開 午前10時20分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第61号に係る自由討議を行います。皆様方から御意見のある方は、ここで発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第61号に係る自由討議を終わります。

△ 陳情第1号 場外舟券売り場「ミニポートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書について

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情第1号、場外舟券売り場「ミニポートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書について審査いたします。この陳情は、6月定例から継続審査となっております。閉会中の8月9日にはミニポートピア施設等の現地調査を実施したところです。また、利用者のほうから地元への説明会の進捗状況についても書面にて報告をいただいております。これまでの審査をも含めて、この陳情に係る自由討議を行います。委員の皆様方で御意見のある方はここで発言を求めます。ございませんか。

○委員（久保史郎君）

今回この陳情1号に対しましては、先般、私ども委員会のほうでも現在あるさつま川内、金峰町、天文館を見させていただいたわけですけれども、その協議の中で博友ですか、こちらのほうから地域住民への説明会がなかなか開かれないということで、鋭意努力して説明会を開催したいということの取組があつて、先般事務局から頂いた資料では、最後まで平成25年8月中に説明会を終えたいという話だったんですけれども、その以降についてはどうだったのかということをお伺いしたいと思います。

○書記（宮永幸一君）

先日、報告書については配付をさせていただきました。その後の進捗につきまして、昨日末の時点で聞き取りをいたしておりますので、資料を配付させてもらってよろしいですか。

○委員長（常盤信一君）

はい、そうしてください。資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

[資料配付]

○書記（宮永幸一君）

8月20日付で進捗の報告をいただきました。それ以降の進捗はなかったかということで、博友さん側のほうに事務局のほうから聞き取りをいたしました。8月20日に、徳永宮内地区自治公民館長さん宅に日中に伺ったんですけれども、そのときには留守でございまして、その日の夜の7時頃、再度館長宅に訪問をされて、そのときには奥様が対応をされたということで、そのときに説明会を開きたい旨を申し入れたそうでございます。それで、その際は電話をいただきたいということだったんですけれども、8月27日に連絡をいただきまして、その時点ではまだ館長さんのほうからは連絡はないと。博友さん側としては、連絡を入れる予定ということで聞き取りをしたんですけれども、先ほど私のほうからお電話を入れまして、昨日までの動きはどうかということで確認をしたんですけれども、9月8日末現在では特に新しい動きはありません、ということで報告をもらっております。

○委員長（常盤信一君）

進捗状況については、今報告があったとおりです。

○委員（久保史郎君）

ということであれば、3月にこの反対陳情、私どももお受けしたんですけれども、実質的には地元の反対の皆様方が、事業計画でありその内容であり説明を受けていらっしゃるということは、なかなかこの当議会で、地元住民の皆さん方の賛否両論ある中では、審議がしにくいと。私どもも現地を見には行ったんですけれども、私はそういう意見を持つのですけれども、委員の皆さん方のそれぞれの御意見を出していただいて、お聞きしたいと思います。

○委員（植山利博君）

先日、3か所のそれぞれ現地調査をさせていただきました。天文館それからさつま川内それと金峰町と、全然程度が違うといいますか、金峰町の場合は霧島市溝辺町のサテライトみぞべみみたいな、相当投資をしたような郊外型の大きな施設であるし、天文館の場合は非常に繁華街のど真ん中といいますか飲食店街のど真ん中に、本当に小さなスペースでされております。さつま川内もメインストリーートの商店街の中に、それこそ小さなスペースで。今回、事業者が見次の交差点近くに予定をされているのもさつま川内ないし天文館あたりの似たような施設をということのようです。その賛成・反対の住民の方々がいらっしゃるということも、今回承知をしたところなんですけれども、私も個別に地域住民の方々ともお話を伺ったんですが、私が2点の懸念を感じているのは、事業者が駅前4自治会の同意を取りつけたということで申請を進めていらっしゃるんですけども、この4自治会の同意の取り方に若干問題があったのではないかという気が、私は感じております。その後、このことで地元の自治会の皆様方が、また反対・賛成を含めて気まずい思いをされているというような状況もあるようですし、またサンシティ通り会、これには私自身も所属をしているわけなんですけれども、ここの同意・合意を得たということになっているんですけども、私もここに記載のある23年11月24日、サンあもりの説明会には出席をさせていただきました。通り会の会員で出席をしていたのは、私を含めて二人だったというふうに思いますけれども、ここの合意形成・同意を取りつけたというこの在り方も、私は若干懸念を持っているところです。そのようなことで宮内地区ですか、44自治会の中の34の方々が反対ということで、この陳情は出ているわけなんですけれども、もう少し事業者が事業内容なり事業の姿勢なりを地域住民の方とをしっかりと理解を進めるような取組が、私はあってしかるべきだったのかなと。若干この申請を、これは私の受けた感じですけども、事業進捗を急ぐあまり、形を整えればそれでいいというような進め方があったのではないかという懸念を、私は持っているということです。以上、私のこれまでの審査を通じて、また現地調査を通じて、それと地元の方々が懸念されているのは、

青少年の教育問題に関して非常に影響があると、悪い影響があるからということでもあります。事業者としては、パチンコ業界とか何とかあるので、その程度の事業に対して子供たちの健全育成に障害を加えるようなことはないという表現であるし、天文館もさつま川内も近隣の自治会長さんあたりも見えて説明を受けたところでは、そう影響はなかったのではなかろうかと。それと治安というんですか、風紀が乱れるというようなこともないのではないかとというようなことでした。確かに、天文館の場合はいわゆる繁華街の、周辺は風俗営業、飲み屋さん街の多いところですから、ああいう中であの程度の施設というのは、十分周りとの共生というんですか、それは成り立つのかなという感じではありましたが、ただ支持をされている方々の、見次地区の活性化に大きく貢献できるのではないかとというような、賛成の方々の御意見ですけれども、さつま川内のあの状況を見て、川内地区のあのメインストリートの活性化につながるような施設ではないのではないかと。この程度の施設で活性化を期待するというのは、少し違うのではないかとというイメージを受けたところです。それと、防犯とか犯罪抑止とかいう点では、警察の方とか地域の方とも連携が取れていて、直接大きく問題があることはないのかなという感じはしましたけれども、あの中に入った時の雰囲気ですれば、ちょっと地べたに座っている人が一、二名いたりとか、余り好んで誘致をするような事業でもないのかなという率直な感じはいたしたところでございます。それと、交通渋滞の話ですけれども、もともとあそこはニシムタという商業施設があったところでありまして、以前からかなりの、そこに入出入りする方々の車の出入りというのは多かったんだろうと思います。また最近では、ニシムタは無くても、あの辺の恒常的な交通渋滞というのは日常茶飯事起きていることであって、あそこにこの事業者の予定される人が出入りをし、車が入ることがどれほど、今以上の交通渋滞を引き起こすかということについては、少し定かなことは言えないと思いますけれども、もともと交通渋滞の激しいところではあるということでは事実ですので、あの施設を使って活性化の起爆剤にするとすれば、どっちにしても交通渋滞は引き起こる。今より更に交通渋滞が激しくなるということは、ほかの施設であっても想像できるのかなという感じは受けております。以上、私の雑ばくな、受け止めた感じとしての意見を述べさせていただきました。

○委員長（常盤信一君）

自由討議ですので、各自御意見がありましたらどうぞ。

○委員（植山利博君）

少し言い忘れたことがありました。地元の方もそうですが、私は浜之市ですけれども、今、選挙前でいろんな方とお会いして、お話をする機会があるわけですが、この手の施設はあってもいいよねと。だけど、場所があそこで本当にいいの、という声が多かったという気が、私はしております。

○委員（宮本明彦君）

総務常任委員会で見察させていただいた感想から言うと、大きなやはり問題は安全上といったらあれですか、問題はないものなのかなというふうに考えます。警察の方々もおられて警備員もおられてということですから。ただ、やはり懸念されるのは交通渋滞ということだと思いますけれども、今の状態でそれほど多くの車の出入りが頻繁にということはあるまいのかなと。ただ、慢性的に渋滞している状況ですから、そこがやはり渋滞が多くなるというのは、確かに懸念されるころだと思っています。今回の最終の判断ということになりますけれども、不採択といったら造ってもいいよということにもなりかねない、そういう判断をしたもんだということにもなると思います。それで、採択したら造ったら駄目なんだねっていうことの両極端の判断がされるような、ちょっとイメージで考えています。私としては、やはりどちらかといったら、もう一回業者の話を聞いて、そしてきちっと地元の住民の方々がそれに対して本当にどうなのかっていうことがあげられるような、もうちょっと業者と話をしてみてくださいよっていうことがいいのかなと思っています。もうそういうことが言えないのであれば、私としては基本的に造っても問題ないものだという判断でいくしかないのか、今のところ思いでいます。

○委員（下深迫孝二君）

先の3か所を現地調査させていただきました。特に問題はないなという、私は個人的には感想を持

ちました。ただ隼人のほうですね、賛成・反対あると思うんですが、館長さんもやはり逃げずにきちんと1回向き合って話をされたほうがいいんじゃないのかなど。やはり会わないでいると、業者にしてみれば何かまた希望を持ってしまおうし、地域住民の皆さんが反対されるのなら、これも当然できないわけですので、こうして行ってもいつも留守だ、返事もなくて会えないとかいうのではなくて、そのための地域の館長さんなので、しっかりと向き合って話をしてみただいたらいいのになど。そうでなければ我々としては、個人的には何ら視察をした中では、問題はなかったなということ言わざるを得ないのかなという気はいたしております。個人的な意見です。

○傍聴議員（吉永民治君）

発言を求めますがよろしいですか。

○委員長（常盤信一君）

許可します。

○傍聴議員（吉永民治君）

余計なことをいうなどと言われるかもしれませんが、皆さんのお話を聞いていて感じたことを2点だけ申し上げます。教育環境の問題等については、2、3か所を御覧になって警備等もよくできていたというふうに御報告があったようでございますが、問題はその場所に子供たちが出入りするとうんじじゃないんですね。家庭環境の破壊ということを考えていただきたい。要するに、こういった賭博に類することに親がのめり込んでしまえば、家庭に大きな問題が生じる。その結果、子供たちに悪影響を及ぼすということをお考え合わせいただきたいということが1点ですね。それから、経済的な問題。活性化につながるというようなことをいろいろとお話を聞くんですが、決して活性化にはつながらないということをよく考えていただきたい。というのは、パチンコにしてもそうですけれども、こういう賭博に関する公営競技については胴元と言われる、要するにそれを主催している団体、自治体ですね、そこが25%は吸い上げていくということを考えていただきたいんです。だから、地元から遊興費の中で、そういった生産性のない施設の中で、地域から25%の金が吸い上げられていくということは、その地域にどういうマイナス影響を与えるかということもお考え合わせいただきたいと思うんです。確かに、公営競技法上75%は払い戻しをする、25%は吸い上げていくということになるわけですが、それが必ずしも75%の払い戻しを、皆さんが利益を得られるかということ決してそういうことではないというふうに私は思いますので、そこらも考え合わせの御判断をいただきたいなというのが、私の言いたいことであります。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、これで陳情第1号の自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時40分」

「再開 午前10時41分」

△ 陳情第4号 霧島市議会の議員定数及び議員報酬の条例改正を求める陳情書について 及び

△ 陳情第5号 「市議会の議員定数削減・議員報酬改定の再審議を求める陳情書について 一括

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで傍聴人に申し上げます。傍聴時は静粛をお願いをいたします。また、傍聴人の発言、写真撮影、録画、録音等については認めておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。次に、陳情第4号、霧島市議会の議員定数及び議員報酬の条例改正を求める陳情書について、及び陳情第5号、「市議会の議員定数削減・議員報酬改定の再審議を求める」陳情書についてであります。この2件の陳情書は、先の7月30日の臨時会で可決された議提第4号、

霧島市議会議員定数条例及び霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に対する同趣旨の陳情でありますので、一括して審査を行いたいと思います。それでは、自由討議を行います。したがって、御意見のある方はここで発言を求めます。

○委員（下深迫孝二君）

私は、臨時会の中で賛成討論をしましたので、それ以上申し上げることはありません。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（久保史郎君）

今、下深迫委員は賛成ということで、私は当日、反対という立場から討論をさせていただきました。特に、趣旨説明の中で提案者が言われたのは、定数が 30 人に満たないからというのが一つの大きな理由でございました。それから 2 点目に、報酬を上げたら若い人たちも出やすくなるのではないかとというようなのも挙げられておりました。しかし現実的に今、それぞれの形の中で積もってみますと、30 人を超える方が、今回も立候補されるような予定でありますし、次にその 30 人の中で、26 人にして報酬を上げたら若い人たちが出やすくなると聞いておりますけれども、今回立候補される人たちの年齢を見てみると、若い人たちどころか、それぞれがほとんど定年をされたような方たちが大半以上を占めるという話を聞いております。そうしますと、当日出されたこの提案理由は、ほとんど意味をなさないというような結果になってしまうんですけれども、それぞれ賛成された議員さんがいらっしやるわけですので、そこら辺の御意見は、私はお伺いをしてみたいと思っております。

○委員（植山利博君）

この陳情 4 号、陳情 5 号について、それぞれ先の臨時会で思いのたけは、私も反対という立場で述べましたので、それは置いておきまして、後で議論をするとしても、臨時会が終わってそのことを受けて、すぐ市民の方々からこの二つの陳情が出されたわけですが、私も議会運営委員会を傍聴をいたしておりましたので、議会運営委員会でのやり取りというのは承知をしているわけですが、今後このようなことが多く、頻繁に出るということはですね、いわゆる二元代表制の議会の在り方、市民と議会との関係ということの本質を議論していくと、やはりかなり問題のあることだろうと。そのところもしっかりと議論しなきゃいけないことかなというふうに、私は思っております。議会は市民の方々からの付託を受け、そこで市民の方々の代わりとして諸課題を執行部から提案されたものについて議決をする、若しくは市民の声を受けて、機会が自ら提案した様々な案件の方向性を決めていくというのが本来あるべき姿なんですけれども、その市民を代表する、それぞれ信託を受けた議員が本会議で議決をしたことに、やはり一回一回多くの市民の意思と反することとなると、議会の存在そのものが問われるということになりかねません。ですから、やはり本会議での議決の重さということ、今後どうあるべきかということを含めて腰を据えた議論が、私は必要だというふうに思います。ですから、議会運営委員会では若干発言させてもらいました、あえてですね。傍聴者として発言をさせてもらいましたけれども、この陳情を委員会付託をするかどうかということも含めて、今後本格的な議論が必要だと。でなければ、やはり有権者と議員との信頼関係、その信託の在り方ということにも疑問を呈さなければならないということになりますので、この一つの案件だけでなく、議会としての在り方、このことも深く議論する必要があると。それと議会基本条例も、私はあの場で若干整備などころがあるという発言をさせていただきました。我々が自ら提案し、自ら決めた議会基本条例を最高位の規範だと。これを越えて、全ての条例や規則を議会として作ることは許されないんだよという位置付けをしながら、それと整合性のない形で進めていくということについても、あるべき姿を議論していかなきゃならないと。それには時間がありません。もう 11 月には改選ということでもありますので、ある意味ではこの改選、選挙ということはいい機会ですので、こういうことを通じて、選挙という場を通じて、それぞれの議員がしっかりとそれぞれの思いを有権者に対して披歴をしながら審判を仰ぐと。いい機会ではないかなというふうに思っております。それで、その後の新しく選ばれた議員の中で、今私がくどくど申しましたけれども、そのことにしっかりと議論していただきたいというふうに思っているところです。とりあえずは、この陳情の取扱いについて私の思いを述べさせていただ

きました。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませつか。

○委員（仮屋国治君）

私は立場上、賛否に影響を与えるような発言は控えさせていただきますけれども、先の臨時会でこういう結果になっているわけですけれども、この出されました2件の陳情書が示すところは、やはり民意とは何かというところを、自分たちが十分に考えていかなければいけないものだろうと思っております。ただいま植山委員のほうからも議会制民主主義の在り方ということも御意見がありましたけれども、この辺のところも含めて、そして選挙で選ばれる我々が審判を受けるということにもなっていくわけでございますので、その辺のところの議論も論じられたらいいのかなというふうに感じておるところでございます。

○委員（植山利博君）

それからくどくなりますけど、今はこの陳情の取扱い方について少し意見を述べさせてもらいましたが、この陳情の趣旨若しくは前回の臨時会の議決の在り方について、私の意見を述べさせていただきますと、やはり議会として自ら最も根幹に関わる議員定数そして議員報酬の議決をするのに、臨時会で行うということの手順のまずさというのだけは、やはり改めてここで述べさせていただきたいと思つます。私は、決して定数を減じたことの結果、報酬を上げたことの結果については、理念としては私の目指す方向と変わってはいないというふうに、あのときも申しました。ただし、やはりお手盛りになることを避けるためには、自らの報酬、自らの定数を決めるときには公聴会なり参考人制度なり若しくはパブリックコメントなり、そういう手順を踏んで腰を据えた議論をするべきだったと。それを経て決めた結果が、昨年12月のあの結果でありますので、そこを議決した議会の重みという、意思決定をした我々の重みというのは何だったんだろうかなという思いが、もうしてたまりません。だから、あれで1回選挙をしてその結果、仮に定数に満たなければ、それはやはり有権者の責任でもあり、議会の責任でもあるわけですから、そのことを踏まえてまた腰を据えた議論をするべきだったと。立候補される方が何人らしい、辞める方が何人らしいという憶測の中で、無投票になるかもしれないという想定の中で、その議決をした重みのあることをひっくり返すのに、改めるといいますか、改善するのに臨時会ではなかったのではないかなという思いがあります。そのことだけは一言述べさせていただきます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありますか。

○委員長（脇元 敬君）

前回の臨時会で、私は賛成をさせていただきました。また併せて、議員から出された動議に対して、二つの動議がございましたが、二つ目の自由討議をあの場で行ってほしいということに賛成をいたしました。といいますのは、やはりあの時点で即決で決まるということであれば、あの場でそれぞれの議員がそれぞれの御意見をしっかりと述べて、市民に対してこういう形でこういう意思をもって、今回の議案を処理しているんだと、協議しているんだと。その上でこういう結果になりましたというのを示すべきだという意味で、自由討議に賛成させていただいたところです。しかし、手順はいろいろあると思つます。特別委員会で決定したものを報告し、議決をいたしました。それが一度も行使されない中で、新しい議案が出てきたということです。手順としては間違っていないというのが議会運営委員会又は議会の判断だったと思うんですが、今回のこの陳情に対しても、この前決まったのでこれはもうこれでいい、あのままでいいということであれば受け付けていないということになるのかなというふうに、私は捉えたところでした。こうして委員会に付託をされて、こうやって協議をするということは、手順としてはいろいろあって、そのときそのときで、それぞれの議会、委員会の判断で決定していくということだろうと思つているところです。私も賛成をしたというところなんですけれども、先ほどから趣旨のことが少しありましたが、ここも難しいところで、私自身は、選挙に立候補される方が定数に足りなそうだとするところは必要ない趣旨だったなというふうには思つています。そ

れは、もう推測の中であり、今の段階でそこを憶測で足りないからということを出すのは少し趣旨が違うなどと思っておりました。なのですが、私は結果的に定数が減って、報酬が上がるというところに単純に賛同した一人です。私は特別委員会の中でも申し上げておりました。今の議会費の中で、それを下回るその中で、報酬を上げることが可能であれば定数減には賛成をしたいということをお願いしておりました。というのは、やはり専職、1人でも専職という形で専門的にやれる方があの議場に、本会議場にいてほしいという思いからです。私自身も専職ではなく兼業といえますか、仕事をもう一つ行っています。ということは、やはり何かしらの制約が出てくる、仕事に関しても時間的にも。ここに行きたいんだけど、自分の仕事があって行けないというようなことが出てきますので、私自身がそこは専職になれないわけですから、そういう方々が一人でもあの議場にいていただいて、いろいろ縛りもない中で活発に議論をしていただいてということをお願いしての賛成でございました。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（宮本明彦君）

私も賛成の立場で立ったほうです。特別委員会のほうで、確かに私の一番最初の意見としては26人というのがあったんですけども、それは委員会の中での経緯を見て、あまり急激にという思いもあったところは間違いありません。ただ26人、基本的に民意からしたら、議員は少ないほうが良いというところについては合致してきたのかなと思います。一方、民意的に言ったら、報酬がやっぱり多すぎるんじゃないかというのがあったのも間違いありません。しかしながら、議会を経験する中で、本当に専門といたらいいんですか、議会に集中できる方々に増えていただきたいというのもありましたし、そういう方々が、本当に若い方々が出てきていただいて、議会を活性化させるというところが、この議案の本分じゃなかったかなというふうにも捉えています。ですから、脇元敬委員が言われたように、私も議会運営委員会ですらはこの議案を上げることを採択したと。ましてやこの臨時会でやることを採決していったそういう流れの中で、だったら私は議会としていい方向に進むものだという考えから賛成をした流れです。もう一つは、議論が本当に尽くせたのかという部分ですね。私も脇元委員と一緒に、自由討議はもう少しやったほうが良いということでも言ったほうですけども、議論が少なかったという部分、討論はあったんですけども、もう少しいろんな議論があってもよかったのかなというところは今後の議会の在り方、本会議の在り方を問うていくべきものだというふうには思っております。

○委員（久保史郎君）

私も先ほど申し上げたんですけども、実質的に今回の臨時会の在り方は、市議会だよりの臨時号で市民の皆様方がみんな見ているわけです、その採決の中を。実は昨日もある地域の活性化の集まりに参加をさせていただきました。やはり言われるのは、「おまんさあたちや、今みんなが給料なんかが上がらない時に、自分たちで上げられていいですね」と、こういうことを言われるんですね。賛否両論は別にしてですよ。だから、市民の多くの皆さん方は、自分たちがそのような形の中で、臨時会で決めたという1点を、金額が特に今回は関わっておりますから。先ほど植山委員が言われたように、私も議員定数を削減するということには反対ではありません。それから報酬を上げるということにも反対でもありません。しかし、やっぱりこれはきちっとした手続を踏んだ上で、市民からも理解をいただいた上で諮って、先ほど言われたように市民の意見を聞いたりパブリックコメントを取ったりする中でされたというのだったら、私は何も異論はないんですけども、私どもは市民から選ばれたという、そして市民に尽くすためにこの議会に送られたんだという1点を、やはり基本的なものは一番大きなものではないかと思うんです。選挙の時に、市民の皆さん方のために一所懸命やりますと。そこには自己を顧みる気持ちはないという思いで、反対討論の中でもそれは言わせていただきました。ですから、この今回のやり方はまずかったのではないかなという意識を持っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○傍聴議員（宮内 博君）

発言を許可願います。

○委員長（常盤信一君）

発言を許可します。

○傍聴議員（宮内 博君）

せっかくの機会ですので、委員長の許可をいただきましたから発言をさせていただきたいというふうに思いますけれども、今それぞれ先の臨時会で、議員定数の削減と報酬引き上げが行われたことに対する、そのやり方の問題について、意見が出されました。その象徴的なものは、議会活動の原則の観点から定められた議会基本条例そのものに明確にうたってある、住民の皆さんの意見をきちんと聞いて、その上で議会として判断を下していこうじゃないかと。特に、自らの身分や自らの報酬に関するそういう問題を、議員の方たちだけで決定をするということに対して、それが決定をされた以降も、今久保委員のほうからもありましたように、市民の皆さん方からは大変怒りの声といいますか、不満の声が寄せられているのは私のところだけではないということが、皆さんもお聞きになってお分かりになっているのではないかと思います。それで今回、陳情書が出されました。それで再度、市民の皆さんの意見を聞いてほしいというのが今回の陳情書の趣旨でありますから、本委員会での必要はないというふうに判断をして、意見陳述の機会を今回設けませんでした。それはやはり二重に議会原則からして、ちょっとどうなんですかと言わざるを得ない委員会の進め方ではないかというふうに私は思うんですね。ですから今日は、陳情をなさった皆様方も傍聴に来ていますから、休憩中でも構いませんから、きちんと陳情書を出した皆さん方の意見をしっかり委員会としても聞いていただいた上で判断をされるという、そういうやり方をぜひ設けていただければと、そのように提案をしたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようです。今、出された点については、後ほど時間をいただきたいと思います。これで自由討議を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前 11 時 04 分」

「再開 午前 11 時 05 分」

△ 陳情第 17 号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第 17 号、陳情書、川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択についてを審査します。この陳情につきましては、平成 23 年 9 月定例会から継続審査となっております。ただいまから自由討議を行います。委員の皆様方から御意見があれば、この場をお願いをいたします。ございませんか。

○委員（久保史郎君）

この陳情第 17 号、以前からずっと継続できているわけですがけれども、先般示されたように、それぞれ県内の各市町村の対応もまちまちでありますし、国のほうも今、大井原発ですか最終的なものも止まりまして、それから新たに原子力規制委員会のほうでも、再開するに当たっては厳しい審査基準も設けておりますので、当委員会が今後、私どもの党でも三十年、四十年後には原発全廃という一つの方向性は打ち出しているわけですがけれども、しかしながら太陽光あるいは風力、地熱、水力、そういうので今、代替電力ができつつある中で、今私どもがこれを早急に全面的に、出された陳情を取り上げて、賛成するとかあるいは反対するとかというのではなくて、当委員会としては 11 月は新たな市議会議員選挙を控えておりますので、残念ながら継続すると審議未了という廃案になってしまうわ

けですけれども、今回の場合はそれでもやむを得ないかなという、私はそういう見識でおります。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので陳情第 17 号についての自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11 時 07 分」

「再開 午前 11 時 20 分」

△ 陳情第 4 号 霧島市議会の議員定数及び議員報酬の条例改正を求める陳情書について 及び
△ 陳情第 5 号 「市議会の議員定数削減・議員報酬改定の再審議を求める陳情書について 一括

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで皆様方にお諮りいたしますが、陳情第 4 号及び第 5 号について、先ほど数名の委員の方から陳述人の意見を聞いたかどうかという意見がございましたので、委員長として判断をさせていただきますが、2 名の方について短時間で、御意見があるかと思えますので述べていただくということにしたいと思っておりますがよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。それではそのようにさせていただきます。4 号、5 号の陳情を提出された陳述人の方がいらっしゃるかと思っておりますが、代表して 2 名の方に御意見を求めたいと思っておりますが、どうぞ前のほうでお願いします。休憩時間に聞くということで御理解ください。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11 時 21 分」

「再開 午前 11 時 36 分」

△ 議案第 61 号 財産の取得について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案第 61 号、財産の取得についてであります。討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第 61 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 61 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 陳情第 17 号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情処理に入ります。まず、陳情第 17 号、陳情書、川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りをしたいと思います。先ほどの自由討議の中では継続という御意見もあったようですが、ほかに御意見はご

ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではお諮りします。先ほど継続の御意見が出ましたけれども、継続について賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立者多数（全会一致）で、陳情第17号につきましては継続審査とすることに決定しました。

△ 陳情第1号 場外舟券売り場「ミニポートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書について

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情第1号、場外舟券売り場「ミニポートピア霧島」の建設計画に関する中止を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りしますが、御意見はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

先ほどの説明を聞きますと、地域との説明会もできていないということですので、現地を見た感じでは問題はないという気がいたしましたけれども、もう少し業者側と地域住民の皆さん方と協議をしていただく必要があるのかなというふうに思いますので、継続にしたらどうでしょうか。

○委員（植山利博君）

この陳情は、地域の多くの方々の願いを私は反映しているものだというふうに思っておりますので、前は継続をして、現地も見ました。私は採決を、採択するかしないか、はっきりさせたほうがいいというふうに思っております。

○委員（久保史郎君）

私は今回の、8月いっぱいまでの博友の住民説明会を地区自治公民館長さんたちがまだ、宮内地区の駅前4自治会を除いては受け入れをしてもらっていない、あるいはまた話合いにも乗っていらっていないところから考えると、今回の場合はちょっと継続をして、再度博友は博友できちっと取組をしていただき、また地域住民も賛成であろうと反対であろうと、やっぱり内容的なものの説明を受けてからの判断をしていただく上からは、今回の場合はもう継続でいいのではないかと思います。

○委員長（脇元 敬君）

私も、まだ住民側そして業者側の協議が不足しているなというふうには感じております。その上で、この委員会からその協議を促すような何かメッセージを発することができるのであれば、継続審査でよろしいかなというふうに思います。その手法が採れるかどうかですね。採れるのであれば継続審査にして、もう少し協議をしっかりとくださいという旨のメッセージを発していただきたいと思うところです。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですが、継続の方の意見が多いようですが、継続について賛否をとりたいと思います。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時42分」

「再開 午前11時52分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第1号については、数名の方から継続という言葉が出ておりますし、さらに自由討議の中でも、傍聴議員の方の意見も含めて、教育の問題、活性化の問題ある

いは交通渋滞の問題，青少年の育成に関わる問題等も出されましたけれども，やはりそういう意味では，地域の合意というのはある意味では尊重もしながら，判断の材料にする必要があるのではないかということもあって，前回，前々回含めて業者のほうにもその趣旨を伝えて，ちゃんと説明をして理解を求める努力もしながらされたらどうですかというようにボールを投げているわけですので，その点からすると，現状では継続の意見が強いようですので，継続するかどうかの賛否を採らさせていただきたいというように思いますがよろしいですか。

[「はい」と言う声あり]

それでは，陳情第1号について，継続に賛成の方の御起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名，起立多数です。したがって，陳情第1号については継続審査とすることに決定いたしました。

△ 陳情第4号 霧島市議会の議員定数及び議員報酬の条例改正を求める陳情書について

○委員長（常盤信一君）

次に，陳情第4号，霧島市議会の議員定数及び議員報酬の条例改正を求める陳情書について，討論に入ります前に，この審査の採決あるいは継続についてお諮りをしたいと思いますが，御意見があればどうぞお願いをします。ございませんか。

○委員（植山利博君）

休憩をしてもらえませんか。

○委員長（常盤信一君）

暫時休憩します。

「休憩 午前11時54分」

「再開 午前11時55分」

○委員長（常盤信一君）

それでは再開をいたします。それではこの4号あるいは5号にも関わりますが，7月30日に臨時会で議決をされ，1か月ちょっと経っているわけですが，こういう状況の中での議会としての判断なり，あるいは取扱いについていろいろ事例もあるようですので，内容も含めて事務局のほうに御説明を求めたいと思います。今資料を配付します。

[資料配付]

○書記（宮永幸一君）

先日の議会運営委員会の中でも，事務局のほうから説明をした部分でございます。事務提要等の中で，引用する部分がありました。第7章のこれは請願の部分ですけれども，これは陳情にも準じますので，陳情に読み替えます。「可決した議案と内容的に反対の陳情が提出されたが，どのように取り扱えばよいか」ということで，いろいろな手法があります。「①審査を行い，不採択と議決する。②みなし不採択とする。③審査未了にする。などの方法が考えられるが，どの方法によるかは当該議会の先例によるものである。議案に反対の趣旨の陳情であるから，不採択であることは明らかである」というような質疑応答もあったようでございます。

○委員長（常盤信一君）

今，事務局から取扱いの関係については，説明があったとおりです。そのことも含めて御意見があればどうぞ。ございませんか。ないようですが，今説明があったとことを理解をし，判断をすれば，三つしかないということになります。不採択にするか，みなし不採択にするか，審議未了にするかということになりますが，御意見があればどうぞ。暫時休憩します。

「休憩 午前11時59分」

「再開 午後 0時06分」

○委員長（常盤信一君）

再開をします。今、事務局から説明のあった点も含めて、陳情第4号についてのあるいは第5号もそうですが、一つ一つ処理はしたいと思っておりますけれども、御意見がございましたらどうぞ。

○委員（久保史郎君）

第4号については採決をとって、第5号については再審議というのはちょっとあり得ないわけですので、内容からいきますとですね。それはそれで、委員長のほうで進めてくださればいいのではないですか。

○委員長（常盤信一君）

それでよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

陳情第4号につきましては、採決をしたいというふうに思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

陳情第4号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者2名。起立少数と認めます。したがって、陳情第4号は不採択とすべきものと決定しました。

△ 陳情第5号 「市議会の議員定数削減・議員報酬改定の再審議を求める」陳情書について

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情第5号、「市議会の議員定数削減・議員報酬改定の再審議を求める」陳情書についてですが、何か討論がございますか。なければ先ほど言われたような取扱いも含めて、この件については不採択ということになりますね。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時08分」

「再開 午後 0時09分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは第5号につきまして、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者なしであります。したがって、全会一致で不採択とすべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（常盤信一君）

以上で、本日の審査が全て終了しましたが、委員長報告に何か付け加える点がございましたら意見を求めます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時10分」

「再開 午後 0時14分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（植山利博君）

陳情第1号について、場外舟券売り場「ミニボートピア霧島」設置計画に関する中止を求める陳情書でありますけれども、先ほど委員会の意思として継続審査ということになりましたけれども、継続

審査とした意味といたしますか、委員会の思いとしては、地域住民の方々にもっとしっかりとした事業者の説明をしていただく、また地域住民の方々も一応は事業者の説明をしっかりと聞いた上で、また判断をいただくということも含めて、今後そういう協議の場をぜひ作ってくださいという委員会の意思でありますので、そのことを本会議の委員長報告の中に付け加えていただければと思いますので、議長を含め議会運営委員会での取扱いを、委員長によろしくお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（脇元 操君）

植山委員がおっしゃいましたけれども、くどうようですが、やはり聞き入れをなさってくださいと、強く要望するような文言にしてください。そうでないと、いつもカットカットで説明を受け入れないということになるとまずいですからね。その辺をよろしくお願いします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員長（常盤信一君）

それでは、今2名の方から御意見がございましたので、取扱いも含めて議長とも相談をし、判断をさせていただきますので、委員長、副委員長に一任をしてください。よろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

ほかにはございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは次にいきます。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（常盤信一君）

閉会中の所管事務調査についてですが、これまでどおり項目については総合的な企画行政について、行財政運営について、消防行政について及び選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の事務についてということで提出をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ その他

○委員長（常盤信一君）

次に、委員会全般に関わるその他として、皆様方から御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の総務常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 0時16分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 常 盤 信 一